

山梨県公報

第千三百八十六号

平成十五年

五月二十九日

木曜日

目次

告示

自衛官の平成十五年度募集……………三三九
建築基準法に基づく道路位置指定……………三三九

公告

公聴会の実施……………三四〇
国土調査の成果の認証……………三四〇
開発行為に関する工事の完了について……………三四〇
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三四〇
換地処分届出……………三四一
公安委員会……………三四一
遊技機の型式の検定……………三四一

告示

山梨県告示第三百十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の平成十五年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示する。

平成十五年五月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 採用予定数(男子)

- 1 平成十五年七月採用(陸・海・空自衛官 若干名)
- 2 平成十五年十月採用(陸・海・空自衛官 若干名)
- 3 平成十六年三・四月採用(陸・海・空自衛官 約三十名)

二 受付期間(男子)

- 1 平成十五年七月採用 平成十五年五月十二日(月)から同年六月十三日(金)まで
- 2 平成十五年十月採用及び平成十六年三・四月採用 平成十五年八月四日(月)か

ら同年九月十日(水)まで

ただし、平成十六年三月の高等学校の卒業予定者又は中等教育学校の前期課程修了予定者の受付については、文部科学省及び厚生労働省から示された期日以降に実施する。

三 受付場所

- 甲府市北新一丁目七番九号 自衛隊山梨地方連絡部本部
- 甲府市丸の内二丁目十四番十三号 自衛隊山梨地方連絡部甲府募集案内所
- 大月市御太刀二丁目八番十号 自衛隊山梨地方連絡部大月募集事務所
- 西八代郡三珠町上野六百十三番地 自衛隊山梨地方連絡部三珠分駐所

四 応募資格(男子)

- 1 日本国籍を有し、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の男子
- 2 試験期日(男子)
- 3 平成十五年七月採用 平成十五年六月十四日(土)午前九時から午後五時まで
- 4 平成十五年十月採用及び平成十六年三・四月採用 平成十五年九月十七日(水)午前九時から午後五時まで又は同年九月十八日(木)午前九時から午後五時までのうちいずれか一日を指定し、志願者に通知する。

五 試験実施場所

南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 自衛隊北富士駐屯地

六 試験実施場所

南都留郡忍野村忍草三千九十三番地 自衛隊北富士駐屯地

七 二等陸・海・空士(女子)の受付期間、試験期日等(受付場所及び試験実施場所は男子と同じ)

- 1 受付期間 平成十五年八月四日(月)から同年九月十日(水)まで
- 2 試験期日 平成十五年九月二十六日(金)午前九時から午後五時まで又は同年九月二十七日(土)午前九時から午後五時までのうちいずれか一日を指定し、志願者に通知する。
- 3 応募資格 日本国籍を有し、平成十六年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の女子

山梨県告示第三百十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の位置

- 東八代郡石和町河内字宮窪四四三番一
- 二 道路の幅員
- 四・二〇メートル
- 三 道路の延長
- 三四・九〇メートル

公 告

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

- 平成十五年五月二十九日
- 一 開催日時
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 平成十五年六月二十五日（水）午前十時
- 二 開催場所
- 南巨摩郡鞆沢町七七一 二 山梨県南巨摩合同庁舎A会議室
- 三 聴こごととする案件
- 鳥獣保護区の指定について
- 四 公聴会に関する問い合わせ先
- 南巨摩郡鞆沢町七七一 二 山梨県峡東地域振興局林務環境部森づくり推進課（電話〇五五六 二二 八一五二）

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

- 平成十五年五月二十九日
- 一 調査を行った者の名称
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 甲府市
- 二 調査を行った時期
- 平成十三年十月一日から平成十四年二月二十八日まで
- 三 成果の名称
- 地籍図及び地籍簿

- 四 調査を行った地域
- 甲府市池田一・二・三の全域
- 五 認証年月日
- 平成十五年五月十九日

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

- 平成十五年五月二十九日
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 南アルプス市桃園字八反畑一三八三の一、一三八三の二、一三八三の五、一三八五の一、一三八五の三、一三八六の一、一三八六の二、一三八七の一、一四〇〇の一及び一四〇〇の五
- 二 開発行為を受けた者の住所及び氏名
- 埼玉県さいたま市宮原町二丁目十九番四号 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

- 平成十五年五月二十九日
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 中巨摩郡敷島町中下条字御証作一四五七の一、一四五七の二、一四五七の三、一四五七の四、一四五七の五、一四五七の六、一四五八の一、一四五八の二、一四五八の三、一四五八の四、一四五八の五、一四五九の一、一四五九の二、一四五九の三、一四五九の四、一四五九の五及び一四五九の八
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路 水路 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川相模原市相模台団地六番四の五百六号 西澤良司

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、河口湖町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成十五年五月二十九日
一 地区名 山梨県知事 山 本 栄 彦
大石地区
- 二 換地処分をした年月日
平成十五年五月十五日
- 三 換地処分をした土地の権利者数
百十九名

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年五月二十八日までとする。
平成十五年五月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	遊技機の種類及び区分 型式名 製造又は輸入業者名	三四〇〇七三
株式会社北電子 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五） 型式名 製造又は輸入業者名	三〇〇一八一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 型式名 製造又は輸入業者名	三〇〇一七〇
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 型式名 製造又は輸入業者名	三三〇一一二
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 型式名 製造又は輸入業者名	三三〇二七六

株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地					
機 規則第六条第一号イ(別表第二)					
レッドライオンS VA	レッドライオンS VA	レッドライオンS VA	レッドライオンS VA	レッドライオンS VA	レッドライオンS VA
株式会社ソフィア	株式会社ソフィア	株式会社ソフィア	株式会社ソフィア	株式会社ソフィア	株式会社ソフィア
三〇二七三	三〇二七三	三〇二七三	三〇二七三	三〇二七三	三〇二七三

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地					
機 規則第六条第一号イ(別表第二)					
CRフイバー夏 祭りRX	CRフイバー夏 祭りRX	CRフイバー夏 祭りRX	CRフイバー夏 祭りRX	CRフイバー夏 祭りRX	CRフイバー夏 祭りRX
株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共
三〇〇三二	三〇〇三二	三〇〇三二	三〇〇三二	三〇〇三二	三〇〇三二

加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目 五番一―二号	二号（別表第 五）	I	クラート テクノロ ジーズ	
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目 四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	デンセツ ノシヨウ キンクビ S	株式会社 ネット	三四〇二二三
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目 四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号（別表第 五）	チバリヨ オキナワ	株式会社 ネット	三四〇二二二

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番